

私立幼稚園教員人材確保支援事業費助成

1 助成概要

(1) 要旨

私立幼稚園において、給与改善が十分に進まず、教員の確保に苦慮しているため、教員の給与改善に係る経費に対して助成し、私立幼稚園の人材の確保・定着を促進する。

(2) 事業内容

区 分	内 容
対 象 者	私学助成を受ける幼稚園
対 象 経 費	専任の主幹教諭、指導教諭、教諭等の本俸 (給与規程に定めがある本俸連動の賞与を含む)
補 助 率	1/2以内 (国1/4、 県1/4)
補 助 基 準	県人事委員会勧告の平均給与月額改定率を超える給与改善に 要する経費 ※定期昇給等は補助対象外
補助上限額	対象教員の基準年度給与年額の 6%相当額 ※新制度移行園における給与改善率(6%)と同水準

2 補助対象、補助上限の考え方(令和元年度)

- ・補助上限は基準年度**給与年額の6%**(新制度移行園の考え方と同様)
- ・基準年度の考え方は以下のとおり
 - (1) 県が補助制度を創設した平成30年度に給与改善を実施し、その後も継続的に給与改善を実施している場合 平成29年度
 - (2) 令和元年度以降新たに給与改善を実施した場合 初めて給与改善を実施した年度の前年度(令和2年度新たに給与改善実施→令和元年度が基準年度)
 - (3) 給与改善を実施した年の前年度の給与水準が、前々年度と比較して減少している場合 前々年度(令和2年度新たに給与改善実施で令和元年度給与水準が平成30年度より減少→平成30年度が基準年度)
- ・令和2年度以降に給与改善を行った場合、当該年度の給与改善分に加えて平成30年度以降に行った給与改善分についても、H29給与年額の**6%相当額**まで補助